

企画提案書の作成要領（法人の概要含む）

I 法人の概要

1. 法人の名称

独立行政法人国立高等専門学校機構

2. 法人の所在地

- ・独立行政法人国立高等専門学校機構（本部事務局）
東京都八王子市東浅川町 701-2
- ・函館工業高等専門学校 北海道函館市戸倉町 14 番 1 号
- ・苫小牧工業高等専門学校 北海道苫小牧市字錦岡 443 番地
- ・釧路工業高等専門学校 北海道釧路市大楽毛西 2 丁目 32 番 1 号
- ・旭川工業高等専門学校 北海道旭川市春光台 2 条 2 丁目 1 番 6 号
- ・八戸工業高等専門学校 青森県八戸市田面木字上野平 16-1
- ・一関工業高等専門学校 岩手県一関市萩荘字高梨
- ・仙台高等専門学校
（広瀬キャンパス） 宮城県仙台市青葉区愛子中央 4 丁目 16 番 1 号
（名取キャンパス） 宮城県名取市愛島塩手字野田山 48
- ・秋田工業高等専門学校 秋田県秋田市飯島文京町 1 番 1 号
- ・鶴岡工業高等専門学校 山形県鶴岡市大字井岡字沢田 104
- ・福島工業高等専門学校 福島県いわき市平上荒川字長尾 30
- ・茨城工業高等専門学校 茨城県ひたちなか市中根 866
- ・小山工業高等専門学校 栃木県小山市大字中久喜 771
- ・群馬工業高等専門学校 群馬県前橋市鳥羽町 580 番地
- ・木更津工業高等専門学校 千葉県木更津市清見台東 2 丁目 11 番 1 号
- ・東京工業高等専門学校 東京都八王子市櫛田町 1220-2
- ・長岡工業高等専門学校 新潟県長岡市西片貝町 888 番地
- ・富山高等専門学校
（本郷キャンパス） 富山県富山市本郷町 13
（射水キャンパス） 富山県射水市海老江練合 1-2
- ・石川工業高等専門学校 石川県河北郡津幡町北中条タ 1
- ・福井工業高等専門学校 福井県鯖江市下司町
- ・長野工業高等専門学校 長野県長野市徳間 716
- ・岐阜工業高等専門学校 岐阜県本巣市上真桑 2236-2
- ・沼津工業高等専門学校 静岡県沼津市大岡 3600
- ・豊田工業高等専門学校 愛知県豊田市栄生町 2-1

- ・鳥羽商船高等専門学校 三重県鳥羽市池上町 1-1
- ・鈴鹿工業高等専門学校 三重県鈴鹿市白子町
- ・舞鶴工業高等専門学校 京都府舞鶴市字白屋 234 番地
- ・明石工業高等専門学校 兵庫県明石市魚住町西岡 679 番地の 3
- ・奈良工業高等専門学校 奈良県大和郡山市矢田町 22 番地
- ・和歌山工業高等専門学校 和歌山県御坊市名田町野島 77
- ・米子工業高等専門学校 鳥取県米子市彦名町 4448
- ・松江工業高等専門学校 島根県松江市西生馬町 14-4
- ・津山工業高等専門学校 岡山県津山市沼 624-1
- ・広島商船高等専門学校 広島県豊田郡大崎上島町東野 4272-1
- ・呉工業高等専門学校 広島県呉市阿賀南 2-2-11
- ・徳山工業高等専門学校 山口県周南市学園台
- ・宇部工業高等専門学校 山口県宇部市常盤台 2 丁目 14 番 1 号
- ・大島商船高等専門学校 山口県大島郡周防大島町大字小松 1091 番地 1
- ・阿南工業高等専門学校 徳島県阿南市見能林町青木 265
- ・香川高等専門学校
 - (高松キャンパス) 香川県高松市勅使町 355 番地
 - (詫間キャンパス) 香川県三豊市詫間町香田 551
- ・新居浜工業高等専門学校 愛媛県新居浜市八雲町 7-1
- ・弓削商船高等専門学校 愛媛県越智郡上島町弓削下弓削 1000
- ・高知工業高等専門学校 高知県南国市物部乙 200-1
- ・久留米工業高等専門学校 福岡県久留米市小森野 1-1-1
- ・有明工業高等専門学校 福岡県大牟田市東菰尾町 150
- ・北九州工業高等専門学校 福岡県北九州市小倉南区志井 5 丁目 20 番 1 号
- ・佐世保工業高等専門学校 長崎県佐世保市沖新町 1-1
- ・熊本高等専門学校
 - (八代キャンパス) 熊本県八代市平山新町 2627
 - (熊本キャンパス) 熊本県合志市須屋 2659-2
- ・大分工業高等専門学校 大分県大分市大字牧 1666 番地
- ・都城工業高等専門学校 宮崎県都城市吉尾町 473-1
- ・鹿児島工業高等専門学校 鹿児島県霧島市隼人町真孝 1460-1
- ・沖縄工業高等専門学校 沖縄県名護市辺野古 905 番地

3. 設立の時期

平成 16 年 4 月 1 日

4. 財務会計制度等

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に基づき会計処理を行う。

5. 職員数（平成26年5月1日現在）

- ①教員：3,878名
- ②事務職員：1,707名
- ③技術職員：716名 合計：6,301名（非常勤教職員を除く。）

6. 予算（平成26年度当初予算額）

80,952百万円

7. 収入・支払業務に係るシステム連携状況

- ① 財務会計システム〔神田通信機（株）製〕を使用し、業者支払用のEBデータを作成する。
- ② 人事給与システム〔（株）サイエンティア製〕を使用し、給与振込・住民税支払用のEBデータを作成する。

8. 基幹業務の機構本部事務局一元化

各高専における収入・支払業務は、機構本部事務局に集約されている。
（その他、共済業務、人事給与業務、旅費業務についても同じく機構本部事務局に集約されている。）

II 予想取引概要等

1. 年間支払件数（平成26年度実績件数）

- ①一般：約130,000件／年
※うち数として、外国送金約70件／年を含む。
- ②給与：約140,000件／年（非常勤教職員を含む。）
※給与毎月1回（17日）、期末・勤勉手当年2回（6月・12月）
- ③納付書払：約520件／年

2. 資金運用

運営費交付金は四半期ごとの交付、授業料は前期、後期の一定期（平成27年度は4月、8月、10月、1月を予定）に納付される。これら機構内の資金残高や年間の収支動向等を基に余裕金の運用を行う。（寄附金等の一部原資を除き、大口定期等による1年内の短期運用を想定）

Ⅲ 企画提案書 記入事項

1. EBサービスに関する事項

(1) 高専機構本部のパソコンとメインバンクのコンピュータを、インターネットを通じて接続するシステムを構築し、以下の事項を満たすEBサービス等の各種サービス及びデータ伝送が、安全かつ迅速にできることについて、説明及び金額（初期導入費用及びランニングコスト等）を提示すること。

1) 総合振込・給与（賞与）振込

- ① 総合振込・給与（賞与）振込とも、EBサービス等による1回の送信件数は2万件までの処理が可能であること。
- ② 総合振込は、複数の振込依頼人名（51高専名及び機構本部名）を設定して、振込を行うことができること。
- ③ 総合振込・給与（賞与）振込のデータ伝送期限は、次の日程を基準とすること。
 - ・総合振込・・・・・・・・振込指定日前営業日の15：00まで。
 - ・給与（賞与）振込・・振込指定日3営業日前の19：00まで。

2) 振込振替

- ① 1回の処理につき、9,999,990,000円以上の処理が可能であること。
- ② 資金移動を行える口座は登録方式によるものとし、登録のない口座への資金移動は不可とするか、あるいは資金移動可能金額を別途設定できること。
- ③ 即日資金移動で、メインバンクの銀行本支店間は8：00～16：00間の処理が可能であること。他行宛ては15時10分までは可能であること。それらについては即時に入出金明細に反映できること。
- ④ 16：00～21：00の間の処理は翌日扱いでの処理が可能であること。

3) 地方税（住民税）一括納付

データ伝送期限は、次の日程を基準とすること。

- ・個人住民税・・・・・・・・納付日4営業日前の正午までに伝送したもの。

4) 外国為替取引サービス

EBサービス上で伝送を行うこと。(別途システム連携等がある場合はその旨記載すること。)

5) 預金口座の残高照会・入出金明細照会

- ① 振込・入金・資金移動等があった場合、残高照会・入出金明細照会により即時確認可能であること。
 - また、照会可能時間は以下を基準とすること。
 - ・平日 8：00～19：00
 - ・土曜 8：00～19：00
- ② 残高照会は、前月末、前日、当日の3種類が、一度の照会により1帳票で出力可能であること。
- ③ 入出金明細照会では資金管理に必要な次に掲げる情報がすべて表示可能であ

ること。

- ・入出金口座の金融機関，支店，口座番号等口座情報
- ・照会日時
- ・入出金日
- ・金額
- ・振込等相手先利用金融機関，支店，振込人名 等

6) セキュリティ機能

E B サービス等利用時及びデータ伝送時にはパスワード等のセキュリティ機能及び不正防止機能を備えていること。

- (2) E B サービス等の利用に際しては，安全性を確保した通信回線を利用することとし，データ伝送を速やかに行うことができる十分な帯域を確保すること。

※ (1) ～ (2) において，システム利用等の詳細，導入業務分担，通常業務分担，導入経費，月額利用料，(1) については，1 件当たりの手数料について記載すること。

2. 収納業務に関する事項

- (1) 高専機構本部のパソコンで，高専機構本部と 5 1 高専の預金口座情報をリアルタイムかつ安全に一括管理できるシステムを構築し，以下の事項を満たす E B サービス等の各種サービスについて，説明及び金額（初期導入費用及びランニングコスト等）を提示すること。

1) 振込振替

高専機構本部のパソコンとメインバンク及びその他取引金融機関のコンピュータを，インターネットで結び，高専機構本部と 5 1 高専の預金口座間で，金融機関をまたがる資金移動をリアルタイムで安全かつ迅速に行うことができること。

なお，5 1 高専が利用する銀行に代わり，仮想口座等により高専機構全体の資金の一元管理が可能である場合には，当該環境に関する説明及び金額についても提示すること。

2) 預金口座の残高照会・入出金明細照会

高専機構本部と 5 1 高専の各預金口座の残高照会，入出金明細照会，振込入金明細照会，振込・振替結果照会ができ，そのデータを取得できること。

3) セキュリティ機能

E B サービス等利用時及びデータ伝送時にはパスワード等のセキュリティ機能及び不正防止機能を備えていること。

- (2) E B サービス等の利用に際しては，安全性を確保した通信回線を利用することとし，データ伝送を速やかに行うことができる十分な帯域を確保すること。

- (3) 科学研究費補助金管理口座及び学術助成金基金助成金口座を開設し，複数の受取名義人の設定を可能とすることについて，説明及び金額（初期導入費用及びランニングコスト等）を提示すること。

なお、51高専が利用する銀行に代わり、仮想口座等により高専機構全体の資金の一元管理が可能である場合には、当該環境に関する説明及び金額についても提示すること。

具体的に正式な口座名義の〔トク コクリツ・・・****〕とは別に、以下のとおり機構本部及び51高専別の受取名義設定が可能であること。

- ・カケンビ 05●●●●マルマルコウトウセンモンガ ッコウチョウ ×52種類
 - ・カケンヒキキン 05●●●●マルマルコウトウセンモンガ ッコウチョウ ×52種類
- (05●●●●は機関番号)

※ (1)～(3)において、システム利用等の詳細、導入業務分担、通常業務分担について記載すること。

※ 口座開設手数料、口座管理手数料等が必要な場合はその金額等を記載すること。

3. 口座引落業務に関する事項

公共料金等の経費の支払いを口座振替で支払う一方で、各々の請求明細に対して、別々の口座振指定口座を割り当てることにより、請求料金ごとに管理ができること。また、EBサービス等により請求料金ごとに口座振指定口座番号が付与された引落予定明細又は引落結果明細を取得できることについて、説明及び金額(初期導入費用及びランニングコスト等)を提示すること。

※ システム利用等の詳細、導入業務分担、通常業務分担について記載すること。

また、システム導入の際に引落口座の変更作業が必要であるが、そのサポート体制および別途費用が必要な場合は金額を記載すること。作業内容としては、各取引先からの新規の手続書類の取得、切替完了までの管理ツールへのデータ登録及び修正、書類の作成を行う(想定件数は、約700件)。作業の詳細、作業分担、経費負担、事務用品(パソコン等)について記載すること。

4. 納付書による支払に関する事項

納付書等による支払(手数料上「紙ベース」扱いのもの)については、納付日の前々日(前々日が土日祝日の場合は、前々日の前営業日)までに受領したものについて支払ができること。書類については、担当者が機構本部へ来訪するか、郵送等により授受を行うこと。また、納付完了後に領収書を速かに高専機構本部へ送付すること。なお、臨時に必要な時は送付に先立ち領収書・計算書の写をFAXで高専機構本部に送信できること。

5. 振込不能時の対応に関する事項

総合振込、給与(賞与)、その他の振込等により発生した「振込不能」の照会に際し、資金については振込指定日から5営業日は銀行で留め置くことができること。(相手先銀行からの資金の返還の有無にかかわらず)資金を戻す際には、事前に高専機構本

部に連絡すること。

6. その他

- (1) 銀行から提供される各種システムにおいて、ソフトウェア導入から日常操作の相談までサポートを受けられることについて、説明及び金額（初期導入費用及びランニングコスト等）を提示すること。
- (2) 高専機構本部及び各高専への移行説明を十分に行うこと。また、十分な移行期間を設けることについて、説明及び金額を提示すること。
- (3) 銀行担当者が定期及び高専機構本部が指定する日に高専機構本部を訪問し、納付書の授受の他、通帳記帳、通帳の更新等が行えること（本店に口座を設ける場合、最寄りの支店からの来訪も考えられるが、この場合、処理日等で当初提案より日程上不利にならないよう配慮すること。）についての説明及び金額を提示すること。
- (4) 当機構の資金運用に関し、メインバンクとなったときの貴社の方針（引き合い方法、流動性預金の考え方 等）について具体的に提示すること。
- (5) 合併及び解散等における処理（想定）及び保証内容、当機構の負うリスクについての説明資料を作成すること。
- (6) 添付資料
 - ・会社の概要等資料（パンフレット等）
 - ・直近財務状況資料（平成25年度以降）
 - ・直近格付け資料（平成27年4月以降）

※ Moody's, R & I, J C R, S & P, Fitch のうち3社以上

- (7) 官公庁、国立大学、独立行政法人等公的機関からの指定実績を提出すること。
- (8) 上記について別紙提案書様式を電子媒体及び紙媒体（正本1部、副本5部）で提出すること。

※ (1)～(3)において、サポート体制の詳細、導入業務分担、通常業務分担について記載すること